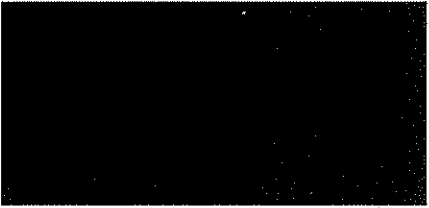



継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第8号 「柏崎刈羽原発に頼らない脱炭素の東京再生可能エネルギー計画」の策定を求める意見書の提出を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 都は、東京再生可能エネルギー推進を軸としたエネルギー政策と、エネルギー効率化が第一のエネルギー源となる政策を推進してください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年5月30日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>1 審査経過 令和元年6月19日 令和元年10月8日 令和元年12月4日 令和2年3月9日</p> <p>2 審査概要 (1) 柏崎刈羽原子力発電所は現在、全ての原子炉が定期検査中で、実質的には稼働してない。また再稼働につき、地元の理解が得られていないので、未定である。 (2) 東京都は、2050年にCO2排出量実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京戦略」を昨年12月に発表した。 (3) 戦略では、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化、水素エネルギーの普及等とともに、企業や自治体との連携も掲げている。 (4) 戦略は、CO2の削減に特化した実行計画であり、陳情の趣旨に沿った計画が策定されている。</p>	

継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

区民部 区民課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第27号 自衛官、防衛大学校等及び、陸上自衛隊高等工科学校生徒の対象者の保護者に募集事務として、住民基本台帳閲覧の中止を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 本件募集事務を行うに当たり、住民基本台帳に記載されている個人情報 を閲覧させないよう区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月4日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>1 審査経過 令和元年 6月19日 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>1. 住民基本台帳法第11条第1項により自衛隊地方協力本部は住民基本台帳の一部の写しを閲覧請求することができるものとされ、当該事務は、同条項の要件である「国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために必要であるもの」に該当し、この要件を満たしている限りは、当該閲覧は認められるものとされていることから、請求に応じている。</p>	

継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

環境清掃部 環境保全課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第 54 号の 1 受動喫煙防止強化・禁煙外来受診促進・路上喫煙注意促進に係る陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 区内の路上喫煙禁止、公園等の全面禁煙、歩きたばこ、自転車等乗車中の喫煙禁止を条例で定めること。 (2) 違反者へ罰金等の刑罰を科すこと。 (3) 取り締まり、指導は警察に委託すること。 (4) 公開敷地を禁煙にすること。 (6) 路上喫煙等を注意した者が暴行を受けた場合のために補償・見舞金制度を創設すること。 (7) 違反行為は、警視庁が迅速に対処すること。 (8) こどもの受動喫煙を防ぐため、公園、通学路等の半径 500 メートル程度の路上を禁煙とし、重点的な取締まりを行うこと。 (9) 煙が漏れない公衆喫煙所を整備すること。</p>	<p>1 審査経過 令和元年 10 月 8 日 令和元年 12 月 4 日 令和 2 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 (1) 区民の「自分たちのまちをきれいにする」意識に訴え、清掃活動等自発的な行動を支援して、地域のマナー向上につなげていく。 (2) 違反者の罰則は、様々な法令で整備されているが、限界がある。違反者の意識を変えるため、地域の支援に力を入れていく。 (3) 区で独自に歩行喫煙、ポイ捨て等防止のためのパトロールを実施している。 (4) 私有地内の禁煙措置は、所有者又は管理者が判断するものである。 (6) 傷害事件は法令により処罰及び被害者救済されるべきものである。 (7) 違反行為は、110 番通報により警視庁が迅速に対処している。 (8) 健康増進法における望まない受動喫煙対策の基本的考え方として、こども等に特に配慮することとしている。他人に配慮した喫煙について、引き続き意識啓発を行っていく。 (9) 喫煙所の設置に反対する住民もおり、設置場所の確保も難しい。そうした課題の解決の目途が立ち、地元町会等から要望がある場合</p>	<p>◎参考 (厚生委員会付託分) 1 陳情第 54 号の 2 (5) 学校や職場、公務員向けの禁煙教育講座を実施すること。また、区民等への禁煙外来助成制度を創設し、喫煙者を減らし、健康増進に努めること。</p>

<p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月9日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>などに、区による設置、民間事業者による設置を検討していく。</p>	
--	--------------------------------------	--

継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

区民部 豊洲特別出張所、課税課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第 58 号の 1 江東区の南北交通網の一刻も早い整備、暫定的な都営バスの運行本数大幅増加に係る陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 4 豊洲特別出張所の取り扱い業務のさらなる拡充をすること 5 豊洲地区に税務署を設置すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 9 月 9 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和元年 10 月 8 日 令和元年 12 月 4 日 令和 2 年 3 月 9 日</p> <p>2 審査概要 4 平成 27 年 9 月 24 日の移転に合わせて、豊洲特別出張所となつてからは、他の出張所では行っていない、戸籍の出生、婚姻、転籍、死亡届出及び、児童手当、子ども医療費助成、保育園の入園相談等の一部業務を既に拡充している。 なお、職員数、スペースの関係も含めて、更なる業務の拡充については、区の方針により決定されるものと考えている。</p> <p>5 国の機関である税務署は、地域の管轄ごとに設置され、本区では、城東地域を管轄する江東東税務署と深川地域を管轄する江東西税務署の 2 署体制となっております。現状では新設の予定はないと聞いておりますが、既に税務署には、本件の要望を国税局に伝達するよう連絡済みである。</p>	<p>◎参考 (防災・まちづくり・交通対策特別委員会付託分)</p> <p>1 豊洲等臨海部と、区役所本庁舎や江東西税務署などがある深川地区とのアクセス性向上のため、地下鉄 8 号線の豊洲以北への延伸を速やかに実施するよう、関係機関に求めること。また、都や東京メトロ等とも強力な協議を頻繁に行うこと</p> <p>2 豊洲市場受け入れ条件の 1 つである地下鉄 8 号線延伸の不履行に対する当面の代替保障措置として、東京 2020 大会までに「豊洲一東陽町間」等を結ぶ都営バスを、地下鉄と同等に約 5 分間隔で運行させるよう、都に求めること</p> <p>3 東京メトロが地下鉄 8 号線延伸に積極的でない場合は、都の責任で都営地下鉄として整備、運行させるよう、都に求めること</p>

継続審査中の請願・陳情について (区民環境委員会)

地域振興部 青少年課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第68号の1 江東区内における不登校の こどもの居場所に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 毎週火曜日、青少年交流プラザにて 開設している「当事者のための居場 所」を拡充して下さい。 (1) 対象年齢を小学生まで広げる こと (2) 開設日時を増やすこと</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年11月19日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過 令和元年12月4日 審査開始 令和2年3月9日 署名数の修正</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである</p> <p>(1) 当事者のための居場所は、就労なども含めた青少年相談事業 の一環であり、児童・生徒は教育委員会、義務教育終了後は青 少年相談と、相談窓口の一元化の観点や、青少年相談事業の主 旨からも対象を小学生まで広げることは難しい。</p> <p>(2) 青少年を対象とし、これまでの週1日から、令和2年度より 週2日へ開設日を増やす。今後も利用状況を鑑みながら、増加 を検討していく。</p>	